

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 5月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第38号**

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例

鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（目的等）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）<u>第3条第3項</u>において同法第2章から<u>第6章</u>までの規定が適用されないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続等に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 略</p>	<p>（目的等）</p> <p>第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）<u>第3条第2項</u>において同法第2章から<u>第5章</u>までの規定が適用されないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続等に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。